

# 7月は「差別をなくす強調月間」です



## 「差別をなくす強調月間」とは？

1969(昭和44)年7月に「同和対策事業特別措置法」が制定されたことを記念して、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、あらゆる差別をなくすための取組みが行われています。

この機会に、さまざまな人権問題について考えることで、「誰もが尊重される共生のまちづくり」をめざしましょう。

## 「差別をなくす強調月間」の取り組み

### 差別をなくす市民集会

7月20日(土) 午後1時00分 開会 (午後0時30分 受付)

演題：『感染症と人権 ハンセン病小説「あん」で伝えたかったこと』

講師：ドリアン助川 さん

会場：宇陀市文化会館かぎろひホール



### 街頭啓発

近鉄榛原駅・近鉄室生口大野駅

7月1日(月) 午前7時00分～8時00分

近鉄榛原駅・サンクシティ

7月1日(月) 午後5時30分～6時30分

### 人権啓発ポスター展示

宇陀市役所1階ロビー

7月1日(月)～31日(水)

午前8時30分～午後5時15分

(土日祝日を除く) ※最終日は正午まで

最近では技術の進歩や社会構造の変化に伴って、人権課題が多様化・複雑化しています。

差別をなくすためには、私たち一人ひとりが人権に関する問題を正しく理解し、日常生活の中で自分が差別しないだけでなく、まわりの差別を許さない人権意識を身につけおくことが必要です。

「差別をなくす強調月間」にあたり、各集会などに積極的に参加し、あらためて人権について考えてみましょう。



宇陀市人権啓発活動推進本部



2024.7